

「改訂意匠審査基準」(原案)に対する主な修正箇所

注：表中、(P○○)は審査基準(原案)(新P○○)は別添審査基準の該当頁を表している。

	原案修正箇所	修正前の内容	修正後の内容
1.	表紙タイトル	改訂意匠審査基準	意匠審査基準
2.	備考	適用時期を記載	備考全体を削除
3.	目次	部、章のみ記載	項番全てを記載
4.	目次	第5部意匠登録の手続的要件 第1章一意匠一出願 第2章先願	第5部一意匠一出願 第6部先願 (これに伴い以下の部番号を繰り下げ)
5.	凡例		公知の意匠 を追加
6.	凡例	「公知」	削除
7.	凡例	「周知」	削除
8.	第2部第1章意匠 が具体的... (P8)	総合的に判断	(注)を追加(新P11)
9.	第2部第3章創作 非容易性 (P24～)	公知	公然知られた(新P28～)
10.	第2部第3章創作 非容易性 (P24～)	周知	広く知られた(新P28～)
11.	第2部第4章先願 意匠の一部... (P42～)	出願に係る意匠として開示された意匠	先願に係る意匠として開示された意匠 (新P46～)
12.	第2部第4章先願 意匠の一部... (P47)	なお、後願の意匠全体が、先願の部分意匠の...。	24.1.4「意匠の一部について」(新P48)の本文に移動し、当該記載を削除
13.	第2部第4章先願 意匠の一部... (P48)	及び	削除(新P52)
14.	第5部第1章一意匠一出願(P57)	第5部第1章一意匠一出願	第5部一意匠一出願(新P61)
15.	第5部第2章先願(P57)	第5部第2章先願	第6部先願(新P64)
16.	第5部第2章先願(P64)		分割、変更等の新出願についての判断の基準日の項目を追加(新P68)
17.	第5部第2章先願(P64)		優先権主張を伴う出願についての判断の基準日を追加(新P68)
18.	第6部第1章部分意匠(P66)	(1)部分意匠の意匠に係る物品 (2)物品の部分 (3)組物の意匠に係る部分意匠	(1)～(3)を基本的にH10年運用基準に合わせた。(新P69)なお、「組物の意匠に係る部分意匠」については、P85「...部分意匠の9条及び10条の規定の適用について」の前に移動(新P88)
19.	第6部第1章部分意匠(P68)	61.2.2...図面等の記載	(3)「意匠登録を受けようとする部分」の特定を追加(新P71)

20.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P68)	(3) 開示の程度	(4) 開示の程度 とし、前段を削除(新 P72)
21.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P69)	61.3...意匠の認定(4) 「意匠登録を 受けようとする部分」の形態	(4) 「意匠登録を受けようとする部分」の 特定(新 P73)
22.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P69)	61.3...意匠の認定(4) 一組の図面と その他必要な図	(4) 「意匠登録を受けようとする部分」の 形態の認定(新 P73)
23.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P72)		61.4.1.1.4 視覚を通じて...の後に、「一定の範 囲を占める部分であること」の項目を追加(新 P75)
24.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P73)	【事例】「建築用コンクリートブロッ ク」 【事例】物品の形態のシルエットのみを 表したものの	上記項目の事例として移動(新 P75)
25.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P83)	61.6 意匠法第 5 条各号の規定の適用の 判断 「...受けようとする部分」と「そ の他の部分」を含む形態全体を判断の対 象とする。	意匠法 5 条 3 号については、「意匠登録を受け ようとする部分」の形態のみを判断の対象とす る。(新 P86)
26.	第 6 部第 1 章部分 意匠(P83)		61.8 「意匠法第 9 条及び第 1 0 条における...」 の前に「組物の意匠に係る部分意匠」の項目を 移動(新 P88)
27.	第 6 部第 2 章組物 の意匠(P93)		62.1.1.2 「構成物品が適当であること」の内容 に、構成物品以外の物品についての記述を追加 (新 P97)
28.	第 6 部第 2 章組物 の意匠(P94)		62.1.1.3 「組物全体として統一があること」の 構成を理解しやすいように再構成し、「形態」 を省略しない標記とした。(新 P98)
29.	第 6 部第 2 章組物 の意匠(P100)		62.1.2 「組物の意匠に係る部分意匠」の内容に 意匠法 2 条に関する記述を追加(新 P102)
30.	第 6 部第 2 章組物 の意匠(P100)		62.1.4.1 「組物の意匠の意匠登録出願に関する 要旨の変更」の項目に「組物の意匠の意匠の要 旨」及び「要旨を変更するものとなる補正の類 型」の項目を追加(新 P103)
31.	第 7 部第 3 章関連 意匠(P100)		63.1.2 「関連意匠にのみ類似する意匠の取扱 い」の(注) を削除(新 P108)
32.	第 9 部パリ条約に よる優先権等の主 張の手段(P120 ~)		パリ条約の例による優先権についての記述を 追加(新 P121 ~)
33.	第 9 部パリ条約に よる優先権等の主 張の手段(P122)	90.1 優先権の効果	パリ条約による優先権等の主張の効果(新 P122)に修正
34.	第 9 部パリ条約に よる優先権等の主 張の手段(P122)	90.2 優先権が認められるための要件	パリ条約による優先権等の主張の効果が認め られるための要件(新 P123)に修正
35.	第 9 部パリ条約に よる優先権等の主 張の手段(P122)	90.3 優先権の主張が認められないもの の例	パリ条約による優先権等の主張の効果が認め られない場合の例(新 P124)に修正